

橋本市告示第 84 号

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱(令和2年橋本市告示第132号)の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第5条 第4条第2項の規定による申込みの受理の決定の通知を受けた者で、補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、当該決定の日の属する年度の2月末日までに、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)に次に掲げる書類(第4号及び第5号の書類については、印刷物を作製した場合に限る。)を添えて市長に提出し、これを申請しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)~(6)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前にその交付の決定がされた補助金の交付及び当該決定の取消し並びに当該取消しに係る補助金の返還に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第5条 第4条第2項の規定による申込みの受理の決定の通知を受けた者で、補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、当該決定の日の属する年度の2月末日までに、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)に次に掲げる書類(第4号及び第5号の書類については、印刷物を作製した場合に限る。)を添えて市長に提出し、これを申請しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 市税の完納証明書</u></p> <p><u>(3)~(7)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前にその交付の決定がされた補助金の交付及び当該決定の取消し並びに当該取消しに係る補助金の返還に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) 橋本市 _____

(法人名) _____

氏名(代表者名) _____

誓約書兼同意書

私は、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金対象事業の実施に当たり、次の事項について誓約及び同意いたします。

また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

1. 申請書(関係書類を含む。)の内容に虚偽がないこと。
2. 橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱の趣旨を理解し、適切に事業を行うこと。
3. 市税その他、橋本市に対して納期限が到来している債務がないこと。
なお、このことに関する税等の納入状況の調査を承諾します。
4. 市が補助金の交付事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じること。
5. 私は、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) 橋本市

(法人名)

氏名(代表者名)

連絡先

(発行責任者)

連絡先

(担当者)

連絡先

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付申請書兼請求書

橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金について交付を受けたいので、橋本市農産物等インターネット販売促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

申込受理番号	第 号
交付申請額	円
関係書類	(1)実績報告書(様式第5号) (2)販売した農産物等の品目、取引日時及び手数料等の金額が確認できる書類 (3)作製した印刷物の作製部数、印刷費等が確認できる領収書の写し等 (4)作製した印刷物1部 (5)振込先の通帳の写し (6)その他市長が必要と認める書類

振込先口座

金融機関名		支店名	
区分	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。